

## 「いきいき長寿プランふじさわ 2023（藤沢市高齢者保健福祉計画・第8期藤沢市介護保険事業計画）」について

### 1 趣旨

この計画は、老人福祉法第20条の8に基づく高齢者保健福祉計画（法定用語は「老人福祉計画」）と介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体的に策定しているものです。

これまでの計画である地域包括ケアシステムを推進する「いきいき長寿プランふじさわ2020」の施策・事業を継承するとともに、令和3年4月施行の社会福祉関連法等の改正に基づき、分野別から包括的な支援体制への移行を深化していくことで、地域包括ケアシステムをさらに推進し、地域共生社会をめざすこととしています。

### 2 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間

### 3 経過

計画の策定にあたっては、人口統計や地域別の状況をはじめ、介護保険の利用者や事業者、高齢者を対象にしたアンケート調査などによる基礎的データの収集とともに、藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「計画策定委員会」という。）で、計画改定の審議を進め、令和2年12月市議会定例会において、計画素案の中間報告を行いました。また、11月25日から12月24日までパブリックコメントを実施し、市民意見を公募いたしました。

そして、計画策定委員会、市議会定例会及びパブリックコメントでいただいたご意見を踏まえ、計画素案を修正するとともに、この計画を推進するための事業を位置付け、令和3年2月市議会定例会において最終報告を行いました。

<b>（令和元年度）</b>	
5月	在宅介護実態調査
11月	高齢者の保健・福祉に関する調査
1月	介護保険サービス利用状況調査
2月	介護保険サービス事業者調査
<b>（令和2年度）</b>	
6月	第1回 計画策定委員会
8月	第2回 計画策定委員会
10月	第3回 計画策定委員会
11月	パブリックコメント
12月	市議会定例会 中間報告
2月	第4回 計画策定委員会 市議会定例会 最終報告
3月	計画の策定



#### 4 パブリックコメント（市民意見公募）の実施結果

見直しにあたって、広く市民の皆様からご意見をいただくため、計画中間案に対するパブリックコメント（市民意見公募）を実施しました。

##### 【実施結果概要】

実施案件	「(仮称) いきいき長寿プランふじさわ 2023～藤沢市高齢者保健福祉計画・第8期藤沢市介護保険事業計画～」素案	
実施期間	令和2年11月25日から12月24日まで	
提出数	14通（郵送1通，FAX1通，来庁12通）	
意見総数	35件	
意見	①計画全般について	3
	②地域住民の交流・居場所づくりについて	5
	③在宅医療・介護等の連携による在宅生活の充実	1
	④介護予防・日常生活支援総合事業	2
	⑤サービスの質の向上	3
	⑥介護保険事業所の整備	6
	⑦介護保険料・介護保険サービス利用料	11
	⑧新型コロナウイルス感染症について	3
	⑨その他の意見	1
意見等の反映状況	①計画に反映させる	2
	②計画に考え方が含まれている	19
	③今後の取組の参考とする	14

##### 【主な意見】

- ・高齢者の居住確保について
- ・介護保険料について
- ・介護保険サービスの拡充について

ご意見に対する市の考え方を、令和3年1月25日から2月24日までの間に、市のホームページ等で公表しています。

## 5 計画の構成

計画に掲げる理想とする高齢社会像の実現と、2025年、2040年を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、基本目標に沿って各種施策を進めていきます。

高齢社会像	一人ひとりの想いに寄り添えるまち ふじさわ
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>●いつまでも健康であり続けることができるよう支援します</li> <li>●身近な地域で自立した生活が継続できるよう支援します</li> <li>●市民と行政が協働し、支えあう地域社会を実現します</li> <li>●個人の尊厳と主体性を尊重します</li> </ul>
基本目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生きがいをもって暮らせる地域づくりの推進</li> <li>2 認知症施策の総合的な推進</li> <li>3 介護予防と健康づくりの推進</li> <li>4 医療・介護及び福祉連携による在宅生活の充実</li> <li>5 介護保険サービスの適切な提供</li> <li>6 安心して住み続けられる環境の整備</li> <li>7 地域生活課題に対応する相談支援の充実</li> <li>8 非常時（災害・感染症等）の対応</li> </ol>

## 6 第1号被保険者の介護保険料の算出

第8期介護保険事業計画では、超高齢社会の進展に伴う要介護・要支援認定者数及び介護保険サービス利用者の伸びなどにより、保険給付費等の増加が見込まれ、また、第7期の計画においては介護保険事業運営基金を活用して保険料を据え置くことができましたが、第8期では同基金の有効活用が困難なため、保険料額の引き上げを行わざるを得ない状況になっており、中間報告では5,600円程度と報告しました。

その後、計画期間中の給付費や報酬改定等を踏まえて計算した総額から、第1号被保険者の保険料により負担することが必要な額を算出し、調整交付金の交付見込額、介護保険事業運営基金の取り崩し額を勘案するとともに、第12段階の階層を細分化して第14段階までの階層に変更した結果、最終的に、第1号被保険者1人あたりの保険料基準月額を5,500円としています。

		第7期	第8期
被保険者数	(3年間)	32万1千人	33万3千人
保険給付費等見込み	(3年間)	838億5千万円	942億1千万円
保険料（基準月額）	藤沢市	4,700円	5,500円
	国平均	5,869円	6,014円
	県平均	5,737円	6,028円

## 保険料所得段階の見直し

第7期			第8期		
段階	対象者	割合	段階	対象者	割合
第1 2段階	本人が市町村民税課税者で、段階判定所得金額が1,000万円以上の者	2.00	第1 2段階	本人が市町村民税課税者で、段階判定所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の者	2.00
			第1 3段階	本人が市町村民税課税者で、段階判定所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の者	2.20
			第1 4段階	本人が市町村民税課税者で、段階判定所得金額が2,000万円以上の者	2.40

## 7 計画の推進と進行管理

計画における各施策の推進にあたっては、PDCAサイクルの手法を活用した進行管理を行うことで、評価検証を進め、効率的かつ効果的な施策・事業を展開し、高齢者福祉における課題の解決を図っていきます。このうち、高齢者保健福祉計画の分野については、「高齢者施策検討委員会」において審議を行い、介護保険制度の運営等の分野については、「介護保険運営協議会」において審議を行い、適正な進行管理に努めます。

以 上